

議案第17号

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定
する。

令和6年2月19日提出

富津市長 高橋 恭市

提案理由

令和5年度に限り実施することとしていた第3子以降学校給食費無償化事業を令和6年度以降においても継続して実施するため、条例の一部を改正するものである。

富津市学校給食費の管理に関する条例の一部を改正する条例

富津市学校給食費の管理に関する条例（令和5年富津市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第5条中「附則第4項第1号及び第2号」を「第9条第1項」に改める。

第10条を第11条とし、第9条を第10条とし、第8条の次に次の1条を加える。

（第3子以降の学校給食費の免除）

第9条 市長は、小学校又は中学校で学校給食を受ける児童又は生徒（以下この項において「給食提供小中学生」という。）の保護者等が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該給食提供小中学生に係る学校給食費を免除することができる。

（1） 住民基本台帳法の規定により本市の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、3人以上の子等があり、当該3人以上の子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

（2） 住民基本台帳法の規定により千葉県内の本市以外の市町村の住民基本台帳に記載されている保護者等であって、当該給食提供小中学生を含む3人以上の子等を扶養し、当該扶養している子等の年齢の高い方から3人目以降の子等が給食提供小中学生である場合

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、学校給食費の免除を行わない。

（1） 生活保護法（昭和25年法律第144号）第13条の規定による教育扶助により学校給食費の全部の補助を受けている場合

（2） 学校教育法第19条の規定による就学援助費により学校給食費の全部の補助を受けている場合

（3） 前2号に掲げるもののほか、学校給食費の全部の補助を受けている場合

附則第4項及び第5項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の富津市学校給食費の管理に関する条例第9条の規定に

よる第3子以降の学校給食費の免除を受けるための申請その他の準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができる。